

新発田市新規就農者定着促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の新たな担い手となる新規就農者の育成と定着を促進するため、新規就農者の農業経営の安定と発展のための取組みに対し、予算の範囲において新発田市新規就農者定着促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新発田市補助金等交付規則(昭和33年新発田市規則第10号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する認定新規就農者とする。

(交付対象事業)

第3条 この要綱の対象となる経費は、新たに農業を開始する者が、就農して間もない時期に必要なとなる農業機械、施設等の資本装備の導入に係る費用とする。ただし、当該機械、施設等の費用について、国、県等他の補助金の交付を受けるときは、補助金の交付は行わないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、機械、施設等の導入に要する費用の2分の1以内の額とし、その限度額は100万円とする。

第5条 前条の規定により算出した額に1000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、新規就農者定着促進事業補助金交付(変更)申請書(別記様式第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 農業経営改善計画の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定した申請者には、新規就農者定着促進事業補助金交付決定通知書(別記2号様式)により、補助金を交付しないことと決定した申請者には新規就農者定着促進事業補助金不交付決定通知書(別記3号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(補助金額の変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者が、事業を変更し、補助金の額が変更となる場合は、新規就農者定着促進事業補助金交付(変更)申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 農業経営改善計画の写し
- (4) その他変更内容を証する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付額を変更することと決定したときは、新規就農者定着促進事業補助金交付(変更)決定通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金等の交付を申請したものが、第8条の規定による補助金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容またはこれに付された条件に不服があるとき、または当該申請した事業を取りやめるときは、申請を取り下げることができるものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内に新規就農者定着促進事業補助金実績報告(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費に対する請求書の写し、領収書の写し、その他の支払証拠書類
- (3) 導入した機械、施設等の写真(第6条の交付申請書に記載した機械等の銘板または型式がわかるもの)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、補助事業の実績報告又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合したものであるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、新規就農者定着促進事業補助金確定通知書(別記第5号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(達成状況報告)

第12条 申請者は、毎年7月末までの前年度の目標達成状況報告書を市長へ提出するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条第4号及び5号で定める財産は、財産の取得価格が1件500千円以上のものとする。

2 財産処分を制限する期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が無断で活動を休止、若しくは組織を解散、又は事業で取得した機械、施設等を第13条第2項に定めた期間の内に処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から実施した。

別記1号様式（第6条、第8条関係）

新規就農者定着促進事業補助金交付（変更）申請書

平成 年 月 日

新発田市長 様

申請者 住所

（法人にあっては所在地）

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

年度 新規就農者定着促進事業補助金について、新発田市新規就農者定着促進事業補助金交付要綱第6条及び第8条の規定により次のとおり申請します。

記

1 補助事業名

年度 新規就農者定着促進事業

2 補助事業の目的及び内容

3 補助対象経費

4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

5 補助事業の開始予定年月日

6 補助事業の完了予定年月日

7 添付書類

(1) 収支予算書

(2) 事業計画書

(3) 農業経営改善計画又は青年等就農計画の写し

(4) 団体の場合は規約、総会資料等

添付書類（１）収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

単位：円

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

様

新発田市長

印

新規就農者定着促進事業補助金補助金交付(変更)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 新規就農者定着促進事業補助金
について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

年度 新規就農者定着促進事業

2 補助対象経費 金 円

3 補助申請額 金 円

4 補助金決定額 金 円

5 交付の条件

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)を行う場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)を行う場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 新発田市補助金等交付規則の規定を遵守すること。
- (6) 違反した場合は補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

別記3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

新発田市長 印

新規就農者定着促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 新規就農者定着促進事業補助金
について、次の理由により補助金を交付しないことに決定しましたので 新発田市新規就農者定着促進事
業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業名

年度 新規就農者定着促進事業

2 理由

別記第4号様式(第10条関係)

新規就農者定着促進事業補助金実績報告書

平成 年 月 日

新発田市長 様

申請者 住所

(法人にあっては所在地)

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で決定を受けた 年度 新規就農者定着促進事業補助金について、下記のとおり事業が完了したので、新発田市新規就農者定着促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、事業の実績を報告します。

記

- 1 補助事業名 年度 新規就農者定着促進事業
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の開始年月日 年 月 日
- 4 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 5 補助事業の経過及び結果の概要
- 6 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 補助対象経費に対する請求書(写し)、領収書(写し)、その他の支払証拠書類
 - (3) 導入した機械、施設等の写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類

【補助事業実績報告書】

添付書類（１）収支決算書

1 収入の部

単位：円

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

単位：円

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

別記5号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

新発田市長

印

新規就農者定着促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度 新規就農者定着促進事業補助金について、下記のとおり確定したので新発田市新規就農者定着促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助事業名	年度 新規就農者定着促進事業
2 交付決定額	金 円
3 交付済額	金 円
4 確定額	金 円